

武蔵野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月27日

提出者 武蔵野市長 松 下 玲 子

武蔵野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市職員の退職手当に関する条例（昭和24年4月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(退職手当の基本額)</p> <p>第3条 退職した者（第13条第1項各号に掲げる者を含む。）に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間 1年につき<u>100分の130</u></p> <p>(3) 16年以上<u>30年</u>以下の期間 1年につき100分の160</p> <p>(4) 31年以上33年以下の期間 1年につき<u>100分の150</u></p> <p>(5) 34年以上の期間 1年につき<u>100分の50</u></p> <p>2 前項の規定により計算した金額が、その者の退職の日における給料月額に<u>45</u>を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該給</p>	<p>(退職手当の基本額)</p> <p>第3条 退職した者（第13条第1項各号に掲げる者を含む。）に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間 1年につき<u>100分の120</u></p> <p>(3) 16年以上<u>20年</u>以下の期間 1年につき100分の160</p> <p><u>(4) 21年以上30年以下の期間</u> <u>1年につき100分の150</u></p> <p><u>(5) 31年以上33年以下の期間</u> 1年につき<u>100分の140</u></p> <p><u>(6) 34年以上の期間</u> 1年につき<u>100分の40</u></p> <p>2 前項の規定により計算した金額が、その者の退職の日における給料月額に<u>43</u>を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該給</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>号の追加</p> <p>号の繰下げ 字句の改正</p> <p>号の繰下げ 字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

<p>料月額に45を乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間(次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数1点につき1,075円を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 から7まで (略)</p> <p>8 武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年3月武蔵野市条例第1号)付則第5項から第15項までの規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。</p>	<p>料月額に43を乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間(次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数1点につき1,100円を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 から7まで (略)</p> <p>8 武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年3月武蔵野市条例第1号。以下「28年改正条例」という。)付則第5項から第13項まで及び第15項から第17項までの規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。</p> <p>9 28年改正条例付則第19項(</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>項の追加</p>
--	--	---

	<p><u>28年改正条例付則第20項の規定が適用される場合を含む。）の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、28年改正条例付則第15項又は第16項の規定による給料（28年改正条例付則第17項又は第20項の規定が適用される場合にあつては、当該給料についてこれらの規定の例により算定した給料）の額とする。</u></p>	
--	---	--

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条及び第7条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に退職する者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

（提案理由）

武蔵野市一般職の職員の退職手当の支給率及び調整額を改定するほか、所要の改正をするものである。